会 議

午前10時 0分開議

○議長(森 温繁君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 直ちに本日の会議を開きます。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長(森 温繁君) 日程により、昨日、総務常任委員会に付託いたしました議第79号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第80号 平成17年度下田市一般会計補正予算(第7号)、議第81号 平成17年度下田市介護保険特別会計補正予算(第3号)、議第82号 平成17年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議第83号 平成17年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)、以上5件を一括議題といたします。

これより総務常任委員長、土屋勝利君から委員会における審査の経過と結果について、報告を求めます。

9番。

[総務常任委員長 土屋勝利君登壇]

○総務常任委員長(土屋勝利君) それでは、総務常任委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託されました議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきと決定いたしましたので報告いたします。

記。

- 1. 議案の名称
- 1) 議第79号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2) 議第80号 平成17年度下田市一般会計補正予算(第7号)
- 3) 議第81号 平成17年度下田市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 4) 議第82号 平成17年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 5) 議第83号 平成17年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)
- 2. 審査の経過

11月28日、第1委員会室において、議案審査のために委員会を開催し、市当局より出野市長公室長の出席を求め、説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

- 3. 決定及びその理由
- 1)議第79号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。
- 2) 議第80号 平成17年度下田市一般会計補正予算(第7号)。決定、原案可決。理由、 やむを得ないものと認めた。
- 3) 議第81号 平成17年度下田市介護保険特別会計補正予算(第3号)。決定、原案可決。 理由、やむを得ないものと認めた。
- 4) 議第82号 平成17年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)。決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。
- 5) 議第83号 平成17年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)。決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。

以上であります。

- O議長(森 温繁君) ただいまの総務常任委員長の報告に対し、質疑を許します。 3番。
- ○3番(伊藤英雄君) 議案提案の中で明らかになったように、今回の提案は人事院勧告に従ったというのみで、200億を超える下田市の負債、厳しい財政、一方で、12月にうわさされる幼稚園の授業料、保育園の保育料の値上げ、こうした現状に対する配慮、考慮というものが全くなされないまま、ただただ人事院勧告に従えばいいという提案であったわけですが、そのことに対して委員会ではどのような議論がなされたか、質問いたします。

〔9番 土屋勝利君登壇〕

- ○9番(土屋勝利君) 伊藤議員のご指摘のとおりですが、この人事院勧告の内容は給与の 0.3%の引き下げで、勤勉手当の0.5%に引き上げという中での、実質的には職員の給料のカ ット率というんですか、そういう中で、職員1人の年間の平均が2,015円というような金額 でありますので、やむを得ないだろうというようなことで原案が可決されました。そして今 の財政に対しては、改善をすべきだというようなことは、本委員会の中では一応出てきませ んでしたので、一応そういう格好でございます。
- 〇議長(森 温繁君) 3番。
- ○3番(伊藤英雄君) 委員会の中で、つまり、厳しい財政に対して、職員の賞与を増額する ということに対しての質疑というものはなかったということですか。

〔9番 土屋勝利君登壇〕

- ○9番(土屋勝利君) 一応、本来ならば、給与カットをしないで、ある程度ボーナスで、今回の問題を解決すべきでないかと、本来、通常の事業であれば、ボーナスを支給率を減らして、給料に至らないような格好がよいではないかという意見はありました。
- 〇議長(森 温繁君) 3番。
- ○3番(伊藤英雄君) 今、下田市にとって最大の問題は、まさしく来年度の予算が組めない、19年度に至っては全く手のつけられないようなひどい状況であると、こういう認識、これが一番大事であり、最も下田市にとって緊急かつ重大な課題であります。その課題と今回の職員の賞与の増額、このことが全く無関係のごとく委員会審査が行われたとすれば、申しわけありませんが、今回の委員会審査については、全く不十分なものであったという判断をせざるを得ません。

最後に、そのことに対する総務委員会の議論がいかがであったかということで、質問を終 わりたいと思います。

○議長(森 温繁君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(森 温繁君) これをもって総務常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へお戻りください。

[発言する者あり]

○議長(森 温繁君) これより各議案について討論・採決を行います。

まず、議第79号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを 討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

3番。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

○3番(伊藤英雄君) 提案に対する質問、委員長報告に対する質問等で述べましたように、 現在の下田市は大変財政的に厳しい状況にあります。一方、市内経済も長期にわたる不況の 中、各企業、商店、ホテル・旅館の体力も疲弊に瀕しております。市内大手ホテルでも更生 法の申請等がうわさされ、市民の生活も大変厳しい状況にあり、職業安定所では失業者があ ふれております。

こういう中で、職員の賞与を増額するなどということが許されていいんでしょうか。一方

で給与の引き下げがあった。しかし、実質的には、給与の引き下げを帳消しにするものであります。今年1年だけ賞与を上げるわけではありません。条例を改正すれば、今後数年、十数年にわたって賞与は増額されたままでいくわけであります。

我々議員として、市民に対して説明のいくような発言、行動をすべきだと思います。今、 議決を前にして議員の皆さんに訴えたいことは、仮に、今度の日曜日に投票日がある、選挙 期間中であるというときも同じ結論を出す、こういうことで議決に臨んでいただきたい。テ レビも入っていなければ、新聞記者もいないような中で、こそこそこそっと職員の賞与の増 額が決まりましたと。このまま口をぬぐってしまえばだれもわからないから、まあいいでは ないかと、もしこういうことで議決がされるとすれば、こんな不幸なことはないのではない か。明日、市内の街頭に立って、私たちは職員の賞与を増額しましたと、はっきり市民に説 明をできるのであれば、その覚悟があるのであればいいでしょう。しかし、職員の賞与を増 額する、このことを、口をふさいで今後やり過ごすというのであれば、その議員の見識、誠 実さが疑われるというものではないでしょうか。政治家は自らの政治信念に従って行動する ものであります。

私は、現下の下田市の財政状況、市内経済、市民の生活を考えたとき、職員の賞与の増額などはもってのほか、今後、授業料、保育料を初め、税等の値上げが予想される中において、この値上げをお願いするときに、職員の賞与を上げましたけれども、とは言えるものではありません。したがいまして、職員の賞与の増額については反対するものであります。

以上。

 O議長(森 温繁君)
 次に、賛成意見の発言を許します。

 10番。

〔10番 小林弘次君登壇〕

〇10番(小林弘次君) 私は総務委員の一員といたしまして、質疑にかかわった者として、 原案に心ならずも賛成の討論をさせていただきます。

今回の、この職員の給与に関する条例の改正案というものは、内容はご承知のように、人 事院勧告が出されて、それに基づいて、下田市はこの職員の給与の条例を改正したという、 こういう内容でございます。

ご承知のように、職員の給与というものは、本来でしたら、働いている人と使っている人が話し合いをしまして、その上で、この職員の給与、あるいは退職金、ボーナス、さまざまな諸条件というのが決まるわけでございますが、公務員の場合には、いわゆる法律に基づい

て支給されるという給与の法定主義というものがここにあるわけでございます。したがって、本来ならば、市長と職員の代表が話し合ってどうこうするということでございますが、法律に基づいて給与が決められるという、こういう制度でございまして、長年にわたりまして人事院が、公務員給与についてのどうあるべきかということを勧告してきた。人事院の勧告は国家公務員に対する勧告でございまして、地方公務員に対する勧告でないことは当然であります。しかし、それぞれの自治体が地域の実情、あるいはそれぞれの民間企業の実情等々を検討しまして、職員給与の格差を検討するということは不可能であるという、こういう諸事情から、人事委を持っている自治体もございますが、ほとんどの自治体は、いわゆる人事院の勧告にしたがって給与というものを決めてきたという、こういう経緯がございます。

過去におきまして、下田市は私たちの経験しているところでは、そういう勧告に従って、いわゆる調整手当の3%のカット、あるいはその勧告に従いまして、この間3%ないし4%のカットを進めてまいりました。したがって、この間の職員給与費というものは、実質的には手取りにおいて7%から10%の切り下げが行われてきたというのは、ご承知のとおりであります。

今回の条例改正というものは、一方、伊藤議員が指摘されたように、期末手当においては、0.5%ではなくて0.5カ月分の増額にするという、もう一方、基本給において削減をするという、人事院の勧告も極めて整合性を欠いたような内容のものであるわけです。しかし、今回の条例改正によるトータルとしては、依然として職員給与費のカットになるわけです。ボーナスを仮に上げたとしても、実質的には給与はカットという、こういう内容になっているわけで、委員長が苦しく答弁したのは、いわゆるやむを得ないというのは、実質的なカットになっているという点を指してやむを得ないものとなっていると。したがいまして、この給与の支給に関する条例制定についても実質的な財政状況を大きく左右するものではないという、これによって大きく下田市の財政状況をどうこう左右するものではないという、こういう判断を、単年度においてしたんだろうというふうに私は思うのでございます。

なお、今回の条例改正の中で議論になったのは、現在の下田市の財政の危機を職員給与費のカットというやり方で切り抜けようとするのは、これはやはり大きな問題があるのではないのかという、こういう議論も当然行われたわけであります。すなわち、仮にこの平成18年度の予算の編成に当たって、要するに二億数千万円の財源不足を生じたと。その財源を確保するために10%のカットをしようという、こういうふうなやり方でやっていけば、来年は恐らく、この2億5,000万円が5億なり6億の財源不足になることは目に見えているわけです。

そうすると、どうやってやるのかと。

これまでの手法は、財源不足になったときには、いわゆる目的基金であった公共用地取得の特別会計、公共用地の基金、あるいは庁舎建設の基金、こういったものをもって繰りかえ運用をして切り抜けてきた、これも、したがって一次逃れの方針であった。この次も、職員給与を10%カットして、一次逃れのその場限りの財源措置をとるという、こういう財政運営そのものというものに対するメスを加えていかない限り、これはやはり下田市の健全財政の方向というのは見えてこないのではないのか。伊藤議員が常々言っているような、市の行政全体にわたる検討を含めて、市財政のこの改革というものを進めていく必要があるのではないのかというふうに思うものでございます。

したがって、確かに今回のこの改正が、市の職員の賞与の0.5カ月分の増ということを含んでおるということは間違いございませんが、しかし、もう一方で、この期間にかなり大幅な10%近い、カットがここ数年で行われてきた。実質的な職員の手取りの減少というふうなものがあるという、こういうことも含めまして見る必要があると。

すなわち、職員というのは職務に専念する義務があり、当然そういった点では、生計費というものをきちんと保障しなければならないという責任があるというふうに、私は思うものでございます。とりわけ、下田市のような観光地はガソリンその他についても、他の地域よりも実質的には高い水準にあると、副委員長等は住宅費、アパート等は東京よりも高いのではないかという指摘もございました。そういう点からしますと、やはり職員の給与費は何かということからするならば、生計費を保障しようという、そういう理念というものもあってもしかるべきであると。そして、基本的には、生計費を保障し、市民の立場に立ってきちんと働いていただくという、この方針の方が正しいというふうに私は思うものでございます。大変長くなりました。

以上をもちまして、原案に対して賛成でございます。

○議長(森 温繁君) ほかに討論はありませんか。

これをもって討論を終わります。

本案は、起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(森 温繁君) 起立多数であります。

よって、議第79号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第80号 平成17年度下田市一般会計補正予算(第7号)を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(森 温繁君) 起立多数であります。

よって、議第80号 平成17年度下田市一般会計補正予算 (第7号) は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第81号 平成17年度下田市介護保険特別会計補正予算(第3号)を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

〇議長(森 温繁君) ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(森 温繁君) 起立多数であります。

よって、議第81号 平成17年度下田市介護保険特別会計補正予算(第3号)は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第82号 平成17年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(森 温繁君) 起立多数であります。

よって、議第82号 平成17年度下田市下水道事業特別会計補正予算 (第2号) は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第83号 平成17年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)を討論に付します。 まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに替成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森 温繁君) 起立多数であります。

よって、議第83号 平成17年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)は、委員長の報告 どおりこれを可決することに決定いたしました。

O議長(森 温繁君) 以上で本臨時会に付議されました案件の審議がすべて終了しました。 これをもって平成17年11月下田市議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

なお、この後、各派代表者会議を第1委員会室で開催いたしますので、代表者の方はお集 まりください。

午前10時28分閉会